

第53回新型コロナウイルス対策本部会議（書面開催）

開催日 令和3年5月26日（水）

1 議 題

- （1）新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づくまん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について

案

令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症対策本部長
内閣総理大臣 菅 義偉 様

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部長
埼玉県知事 大野 元裕

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 6 項に基づく
まん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について

令和 3 年 5 月 7 日、新型コロナウイルス感染症対策本部長による「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」により、本県のまん延防止等重点措置を実施すべき期間が 4 月 20 日から 5 月 31 日までと変更された。

県では、この間、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針に基づき、飲食店や大規模商業施設に対する営業時間短縮要請をはじめ、高齢者施設職員等に対する PCR 検査やクラスター発生が懸念される業界に対する注意喚起など総合的な感染拡大防止対策を実施してきた。

現在、全国的な変異株の感染拡大がみられる中、本県の新規陽性者数は高止まりの状況にある。加えて、従来株や英国株と比較して、より感染力が強いと言われているインド株が本県で確認されるなど、一層の警戒が求められている。

よって、国と県がこれまで以上に連携しながら、より実効性のある人流抑制施策やクラスター対策など感染拡大防止対策を引き続き強力で推進していくことが必要である。

そこで、特別措置法第 31 条の 4 第 6 項に基づき、まん延防止等重点措置期間の延長に係る公示を行うよう要請する。なお、期間については、3 週間から 1 か月程度を要望する。

また、事業者への財政支援については、地域の実情に応じた支援ができるようにするとともに、その裏付けとなる確実な財源措置を要望する。